

差別をなくして明るい職場を

ええーッ! 東芝で
こんなことが?

だから 神奈川県と国の労働委員会から
「東芝は差別をやめなさい」という命令が!

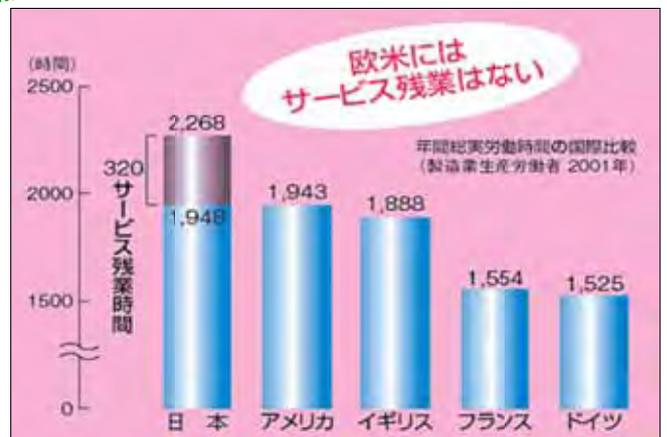
だれでも「気持ちよく、職場で働きたい」
「やりがいのある仕事がしたい」「仕事をと
おして自分の希望を生かしたい」「仕事以外
のことで、会社からとやかく言われたくない」
と思っているのではないのでしょうか。

労働者の訴えを審査する労働委員会が東芝
に次のように命じています。

「組合活動の自由を守り、賃金や役
職の差別を是正しなさい。
働く者の権利を守り、生活向上を
めざす活動をきらって差別しては、
いけません」 (労働委員会命令)

いま、派遣、契約、パートの方が不安定な
雇用で苦しんでいるように、1970年代には臨時
工制度がありました。当時、東芝では臨時
工解雇撤回の闘いをすすめ、最高裁判所で勝
利し、全国から臨時工制度をなくしました。

東芝は、この頃から職場に秘密組織をつくっ
て、「権利を守れ」「サービス残業なくせ」
と活動する人を差別してきました。しかし、
私たちは労働委員会ですべて勝利しました。



サービス残業の比較 (日本共産党HP www.jcp.or.jpより)

日本では、年間320時間も。あなたの職場では・・・?

あなたの残業代は?

800円の時給で2時間残業すると

$800円 \times 1.25 \times 2時間 = 2000円$

夜10時以降に2時間残業すると

$800円 \times 1.5 \times 2時間 = 2400円$



私たちのホームページの検索は「東芝の職場」
です。 www.kki.ne.jp/akaruku-tsb

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会 '05年12月&'06年1月

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164

会社がつくった秘密組織

東芝扇会を使った人権侵害

.....秘密活動をやめよ



東芝では、神奈川県警などの公安警察官（秘密警察）を雇い入れて、秘密組織「東芝扇会」を育成してきました。

扇会の機関誌は左の写真のように「取扱い注意」文書とされ、思想教育や組合

の弱体化、活動家の差別など、違法な秘密活動をおこなっています。

労働委員会は、このような秘密組織を使った「差別と組合介入は違法、改めなさい」と厳しく命令しています。ところが東芝は、この命令を守らず、名前を「自己啓発の会」と変え、いまま秘密活動を続けさせています。



秘密組織・自己啓発の会のアンケート調査には、上のような組織の年齢構成や、会員の声が出ています。「出張扱いで思想教育？を受けた者の組織が、自主活動とは言えない」

「このような裏の活動は、組合員ではなく役職者がやるべきだ」という訴えも出ています。

職場に働くルールを生かし差別なく均等待遇の原則を実現しよう

日本国憲法や労働基準法では、差別待遇を禁じています。しかし、実際には同じ仕事をしているのに派遣・契約社員、パートタイマーの賃金や一時金には大きな格差がつけられています。力を合わせて権利を守りましょう。



東芝・西田社長は社長コミットメントを言葉だけにせず 争議解決の決断を

東芝のHPで西田社長は「社会から信頼を得るためには、まず企業活動が公正であること」「法令の遵守を最優先にすることを方針に・・・」と述べています。

しかし、東芝はいまだに法律を守らず、国の行政機関である中央労働委員会から「命令を履行せよ」と東京地方裁判所に訴えられています。

西田社長は、いまこそ違法な労務管理をやめ、差別争議を解決すべきです。

東芝差別是正争議の早期解決のために、みなさんの大きなご支援を、お願いします。